

## 1 情報セキュリティの基本方針

学校における情報資産（児童、保護者、教職員等の個人情報及び学校運営上の重要な教育情報）を保護して、適切に管理・運用するためのルールを定める。

## 2 対象範囲

この規約の対象とする範囲は、本校の教職員とする。

## 3 組織・体制

- (1) 学校長は、全ての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 学校長は「情報セキュリティ担当者」を置き、情報管理の適正化を図る。
- (3) 教職員は、本情報セキュリティの内容を遵守しなければならない。
- (4) セキュリティの関する事件・事故が発生した場合に、適切な処置が素早く取れるように、南砺市教育委員会、保守契約業者等との連絡体制を構築する。

## 4 ソフトウェア・ネットワーク

- (1) 各教職員がシステムで使用する管理パスワードは、他人に推測されにくいものとし、その管理を十分に行う。
- (2) 南砺市教育委員会の許可のない限り、校務又は授業で使用するコンピュータにソフトウェアをインストールしない。
- (3) 教職員が個人所有のコンピュータを、ネットワークに接続することを禁止する。
- (4) 教職員のインターネットの利用や電子メールの利用については、教育活動に限定する。
- (5) 外部者には、学校内のコンピュータやサーバーにアクセスさせない。どうしてもアクセスすることが必要な場合には、その者が十分に信用できる人物かを見極めた上で、学校長がアクセスを許可する。

## 5 教職員のセキュリティ

- (1) 教職員は、情報セキュリティ担当者を中心に、ソフトウェアやコンピュータの適正な管理に努める。
- (2) 校務又は授業で使用するコンピュータには、最新のウィルス対策ソフトをインストールする。
- (3) 教職員は、異動・退職等の状況も含め、知り得た情報を学校外で漏らしてはならない。

- (4) 情報セキュリティ担当者は、教職員におけるセキュリティ確保を徹底するため、計画的な研修会を計画、実施する。
- (5) 校内のコンピュータのネットワークの設定変更を禁止する。必要な場合は学校長・南砺市教育委員会の許可を得て、メンテナンス担当業者に連絡する。
- (6) コンピュータがウイルスに感染したことが疑われる場合には、すぐに情報セキュリティ担当者に連絡し、南砺市教育委員会、南砺市教育センター等の関係機関に連絡するなど、迅速な対応を行う。

## 6 児童用コンピュータの管理

- (1) 児童用コンピュータの利用は、原則として学習を目的とした授業中に限る。
- (2) 学習効果が期待できる場合のみ、インターネットを利用する。むやみにインターネットの利用を許可しない。
- (3) 児童がコンピュータを利用するときには、必ず担任又は授業担当者が指導に当たる。教師不在の状態でのコンピュータ利用を許可しない。
- (4) 児童の学習データは、サーバー内の児童用フォルダに保存する。
- (5) 情報モラルの指導を年1回以上必ず実施し、コンピュータ利用及び個人情報の保護に関する意識を高める。個人のデータを改ざんしたり、他人の名前でログインしたりする行為をさせない。

## 7 ポリシーの運用

- (1) 教職員は、本ポリシーの内容を理解し、遵守する。
- (2) 情報セキュリティ担当者は、本ポリシーが適切に遵守されているか確認する。また、重大なポリシー違反が明らかになった場合は、迅速に対処する。
- (3) セキュリティの事件・事故が発生した場合、情報セキュリティ担当者は、原因の特定、被害や影響の範囲の把握、経過の記録等を行い、被害が拡大しないようネットワークを停止し、速やかに学校長に連絡する。
- (4) セキュリティの事件・事故が発生した場合、学校長は教育委員会その他関係機関へ速やかに連絡する。

## 8 法令の遵守

- (1) 全教職員が、個人情報保護法や南砺市個人情報保護条例等の情報セキュリティに係る関連法令をよく理解し、遵守する。
- (2) ソフトウェア製品等の著作権を遵守し、ソフトウェア製品の管理を行う。